

平成21年度 第1回豊山町都市計画審議会議事録

- 1 開催日時 平成21年6月29日(月)午前9時30分～午前11時10分
- 2 開催場所 豊山町役場 2階 会議室1
- 3 出席者 安藤丁士委員、池山武志委員、小坂芳則委員、柴田恵子委員、高桑峯夫委員(以上学識経験者)、戸田久晶委員、谷崎正明委員、尾野康雄委員、熊沢直紀委員(以上町会議員)、林昇平委員(愛知県尾張県民事務所長)、大内博男委員(愛知県尾張建設事務所長)、河野勝信委員(西枇杷島警察署長)
(欠席)なし
(豊山町)鈴木町長、豊吉理事、長谷川課長、飯塚補佐、高桑係長、菊地主任
- 4 議題 (1)会長の選任について
(2)会長代理の指名について
- 5 報告事項 (1)市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の見直し手続について
(2)豊山町都市計画マスタープランの策定について
- 6 その他
- 7 会議資料 (1)区域区分(市街化区域編入)、用途地域及び地区計画の変更概要について(資料 1)
(2)市街化区域編入・用途地域変更手続きの経過(資料 2)
(3)都市計画総括図(資料 3)
(4)豊山町特別工業地区建築条例(素案)(資料 4)
(5)名古屋空港周辺林先地区計画(資料 5)
(6)住民説明会資料(資料 6)
(7)豊山町都市計画マスタープラン策定委員会名簿(資料 7)
(8)豊山町都市計画マスタープラン策定委員会経過及び協議概要(資料 8)
(9)全体構想(現況編)と地域別現状と課題について(第1回策定委員会資料)(資料 9)
(10)全体構想と地域別構想について(第2回策定委員会資料)(資料 10)
(11)都市計画マスタープラン全体構想と地域別構想の概要について(資料 11)

- (1 2) 豊山町都市計画審議会委員名簿 (参考資料 1)
- (1 3) 豊山町都市計画審議会経過及び審議概要 (参考資料 2)
- (1 4) 下水道事業について (参考資料 3)
- (1 5) 都市計画道路事業について (参考資料 4)

8 議事内容

(開 会)

司 会： ただ今より、平成 2 1 年度第 1 回豊山町都市計画審議会を開催します。
会議に先立ちまして会議録の取り扱いについてご説明いたします。

「議事録の作成に関する指針」の取り扱いにつきましては、当審議会では、次のように決定されておりますので、確認の意味も含めまして、ご報告させていただきます。

議事録の作成は「要点筆記」、発言者名は「非公表」として確認させていただいております。

司 会： 町長から一言ご挨拶申し上げます。

(町長あいさつ)

町 長： 本日は、皆様大変お忙しいところ当審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

日頃より皆様には、本町の都市計画行政につきまして格別のご支援ご協力を賜わりまして、厚くお礼申し上げます。

さて、本日は、議題ということではございませんが、愛知県が現在進めております都市計画区域区分の見直し手続きに、本町からお願いしております案件がございます。また、豊山町都市計画マスタープランの策定作業についての進捗状況の 2 点につきまして、ご報告をさせていただきます。

その他事項としまして、下水道事業の進捗状況と今後の予定、都市計画道路の整備状況についてご報告させていただきます。

司 会： ありがとうございます。ここで、当審議会委員の一部に異動があり、また平成 2 1 年度第 1 回目の都市計画審議会でございますので、全員のご紹介をさせていただきます。

(参考資料 1 「豊山町都市計画審議会委員名簿」により紹介)

(資料の確認)

司 会： 会議に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。

(定数の確認)

司 会： 本日の会議は、審議会委員の 2 分の 1 以上の出席がありますので、豊山町都市計画審議会条例第 6 条第 1 項の規定により会議は成立しています。

続いて、豊山町都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、学識経験者の委員の皆様の中から会長の選出をお願いいたします。

A 委員： 過去の職歴、また色々な役職を務めておられ、ご経験豊かな「池山武志」さ

んをお願いしたいと思います。

委員：（賛成）

司会：池山委員さん会長席をお願いします。

（会長が会長席に着席）

司会：当審議会の議長は会長に務めていただくことになっておりますのでご挨拶いただいた後、議事進行につきましてもよろしくをお願いします。

豊山町都市計画審議会条例第5条第3項の規定に基づき、会長には会長代理のご指名をしていただくことになっておりますのでよろしくをお願いします。

（会長あいさつ）

会長：ただいま皆様方よりご推挙いただきまして、豊山町都市計画審議会の会長に就任いたしました「池山」でございます。

前回に引き続き、ご推挙していただきまして誠にありがとうございます。この都市計画審議会は、豊山町の将来を左右する重要な事項について審議し、町長に答申していく機関であると認識しております。

今後会長として豊山町の都市計画行政の健全な発展のため努力してまいりますので、委員の皆様のご理解とご協力の程よろしくをお願いします。

（会長代理指名）

これより私が、議長を務めさせていただきますのでご協力をよろしくをお願いします。

「会長代理について」豊山町都市計画審議会条例第5条第3項の規定に基づき、私より会長代理を指名させていただきます。

会長代理には、「高桑峯夫」さんをご指名いたします。

委員：（賛成の声）

会長：「高桑」さんに会長代理が決まりました。

（会長代理あいさつ）

会長代理：ただいま会長より会長代理にご指名いただきました「高桑」でございます。

会長と協力して豊山町都市計画審議会が円滑に運営できるよう務めてまいります。委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

（議事）

会長：ありがとうございました。それでは、報告事項に入ります。

（参考資料 2：審議経過と審議概要について説明）

事務局：豊山町都市計画審議会経過及び審議概要についてご説明申し上げます。

豊山町都市計画審議会は、昭和48年に豊山町都市計画審議会条例を制定し、同年に第1回目の都市計画審議会を開催し、これまでに39回開催しています。

審議内容は、線引き見直し、（これは市街化区域と市街化調整区域の見直し）を始め、用途地域の変更、都市計画道路、都市計画公園、都市計画下水道、地区計画等であります。

会長：説明が終わりましたが、何かご質問はありますか。

（質疑なし）

(報告事項 (1))

会 長： それでは報告事項に入ります。

(1) 「市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の見直し手続きについて」事務局より説明をお願いします。

(報告事項 (1) について事務局説明)

事 務 局： 資料 1 「区域区分(市街化区域編入)用途地域及び地区計画の変更の概要について」ご説明いたします。

資料 2 から資料 6 につきましては、関連がございますので、資料 1 の説明の中で逐次ご説明することといたします。なお、資料 3 の図面につきましては、前のスクリーンに映し出しますので、説明を聞きながらご覧いただくようお願いいたします。

まず、簡単にこれまでの経過についてご説明いたします。資料 2 をご覧ください。当初、町が市街化区域への編入の取り組みを進めて参りました区域は、資料左下の表中及び地図上に表記しております、空港ターミナル地区を始め、旧空港区域の 43.2ha でありました。決定権者である「愛知県」と調整の結果、資料右の表中及び地図でお示ししております、編入区域 14.9ha、用途地域変更 10.5ha となっております。

市街化区域への編入を見送る地区の理由につきましては資料の中央の表に記述してあります。

それでは、資料 1 をご覧ください。

「区域区分(市街化区域編入)について」説明いたします。資料 3 の図を参照してください。

区域区分とは、市街化区域と市街化調整区域との区分のことをいい、一般に「線引き」の都市計画と呼ばれています。愛知県が決定権者であります。

区域区分の目的は、無秩序な市街地の拡大を抑制し、計画的な市街地形成を図ることを目的としています。

愛知県では、平成 22 年度に都市計画区域の再編に合わせ区域区分の見直しを予定しています。この見直しに合わせ、旧空港用地の内、松ノ木島地区約 3.4ha (B 地区の一部)、旧名古屋空港国際線旅客ターミナルを転活用し大規模集客施設が立地している林先地区等約 11.5ha (D 地区、調整池) の地域を新たに市街化区域への編入を予定しています。

続いて「用途地域の変更について」説明いたします。資料 3 の図を参照してください。

用途地域は、都市活動の機能性、都市生活の安全性、利便性、快適性等の増進を目的として、住宅地、商業地、工業地等の主要な構成要素の配置及び密度について、公共施設とのバランスに配慮しながら定められた土地利用の計画をもとに、土地利用の現況及び動向を勘案して定めるものです。用途地域は 12 種類(住居系 7、商業系 2、工業系 3)に分かれています。

愛知県が決定権者であります。

市街化区域への編入を予定している二つの地域(松ノ木島地区、林先地区)には新たに用途地域を定めなければなりません。

松ノ木島地区は航空宇宙産業の中核をなす三菱重工業小牧南工場と一体の土地利用が見込まれることから「工業地域」とします。

林先地区は都市基盤が整い既に大規模集客施設が立地していることから「近隣商業地域」とします。どちらの地域も町都市計画マスタープランでは、現在の名古屋空港への機能転換後の町の地域振興策の進める地域として位置づけられています。

国道41号大山川以北の近隣商業地域約10.5haにつきましては、平成8年の用途地域の決定以降、現在の土地利用の状況等を踏まえて、住居系用途である「準住居地域」へ変更します。これにより、建ぺい率は10分の6(60%)へ変更となりますが現在のところ容積率の変更は予定しておりません。

次に「特別工業地区の決定について」説明いたします。資料3の図を参照してください。

まず、特別工業地区についてご説明いたします。

特別工業地区は、特別用途地区の中の一つであります。これは都市計画法に基づく地域地区の一つであり、用地地域を補完するもので、特別の目的や特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るために定めるものであります。

これには地区の特性や課題に応じて地方公共団体が定める条例により、基本となる用途地域の制限の強化又は緩和を行うものです。

三菱重工業小牧南工場の既存の「工業地域」と松ノ木島地区として市街化区域へ編入を予定している地域については、市街化区域への編入と同時に、この地域の土地利用について、より工業系に純化するために、特別工業地区として都市計画決定し、町条例により建築制限を加える予定をしています。

この建築制限につきましては、資料4で素案として示させておりますように、町条例により制限をしていく考えであります。

制限の内容につきましては、資料に示させていただいているように、住宅、老人ホームなどの福祉施設、店舗・飲食店、ボウリング場等のレジャー施設、マージャン・パチンコ等の遊戯施設、畜舎の7項目を予定しております。

特別工業地区として決定されることの効果としては、工業地域でありながら工業専用地域レベルの厳しい用途制限を加えることとなりますので、いわゆる住工混在等の問題は発生しなくなるものと考えています。ちなみに、当該地域には現在でも、建築を制限する対象の建物は建築されておりませんので、特別工場の生産活動に影響を与えることはないものと考えています。今後につきましても、あの地域に住宅等が建てられるような状況は起こり得ないと考えておりますので、何ら問題は発生しないものと考えられます。

次に「名古屋空港周辺林先地区計画の変更について」説明いたします。資料3の図を参照してください。

地区計画とは、地域の特性に応じて、道路、公園などの地区施設や建築物等の整備、土地利用についての計画を地域の意向を反映しながら都市計画に定め、これに沿って開発や建築行為を規制誘導することにより、良好な環境の街区を整備し、保全を図るもので、都市計画法に定められた制度です。

地区計画の特徴としては、地区レベルの詳細な計画が可能であること。地域のみなさんの意向を計画に取り入れることが可能であること。計画決定の主体が市町村であることから、地区の実情を反映することが可能であること。

が挙げられます。

当該地域の地区計画は平成18年11月17日に町決定しましたが、「近隣商業地域」として市街化区域への編入を予定していることに伴い、これまでの建築物等の用途の制限を次のとおり変更するものです。それ以外の地区計画で定めた内容について、現在のところ大幅な変更は予定しておりません。

現在の地区計画は市街化調整区域内地区計画でありまして、開発許可を前提とした地区計画となっております。したがって、内容としては資料にお示ししておりますように、14項目の建物用途に限ってしか建築が出来ない内容となっております。

今回、市街化区域への編入により近隣商業地域として用途指定を行うこととなります。これにより、これまでとは比較にならないほど建物建築の幅が広がることとなります。そして結果として町としてはあの地域に建ててもらってはよろしくない建物までもが建築できることとなります。

町として、まちづくりの観点から、歓迎できない建物を事前に制限するために地区計画の変更により制限を加えようとするものです。

見直しの制限内容としては、資料に示させていただいているように、住宅、自動車教習所、15㎡以上の畜舎、マージャン・パチンコ等の遊戯施設、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する「店舗型風俗特殊営業」の5項目を予定しております。

最後に住民説明会の開催予定とその位置づけについてご説明いたします。

都市計画法第16条第1項には、「都道府県又は市町村は、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と規定されております。

この規定の趣旨を反映するために、これまでご説明した内容につきまして住民説明会を開催する予定をしております。

開催日時は平成21年7月17日(金)午後7時より

会場は社会教育センター 3階 視聴覚室 であります。

なお、資料 6は当日配布予定の説明資料(案)をお示ししたものであります。また、裏面には資料 3の図面を印刷する予定としております。

今後、資料の再チェックもありますので、若干の変更はあると思われませんが、概ねこの内容で進めてまいりたいと考えております。

以上で、資料 1から資料 6までの説明とさせていただきます。

会 長： 説明が終わりましたが、何かご質問ご意見はありますか。

B 委員： 教えていただきたいが、建築してはならない建築部の経緯として、ホテル等の建築はできる事になっているようだが、そういうものは良いのでしょうか教えてもらいたい。警察的に言うと俗に言う連れ込みホテルなどは造られては困るなあという思いがありますので。

事務局： 素案段階では、委員からのご指摘のとおり近隣商業地域の場合は「旅館・ホテル」は建築できます。現段階では、事業者さんがいわゆるラブホテル営業をされるとは考えられないので(案)としては入れておりません。今後、経営の多角化の中でビジネスホテル等のホテル営業を予定しようとした場合、一旦、地区計画で制限を加えてしまうと、地区計画の変更に対応手間取ることが考え

られます。当地の立地からしてホテル営業も想定できないわけではないものと考えておりますので制限を加えていないものです。なお、風俗営業等の施設については厳しく制限するものとしています。例えばマージャン・ぱちんこ屋等、また店舗型風俗特殊営業などは制限することとして（案）を作成しております。

B 委員： 分かりました。

C 委員： 説明されたかどうか分からないので、資料1のところ用途地域の変更の地域について確認したい。大山川以北国道41号沿線の近隣商業地域は平成8年の決定以降その地域の発展が見込まれないので、今回、準住居地域へ変更するということがあったが、今度の住民説明会でも質問があると想定されるが、そのメリット、デメリットについてお聞きしたい。

事務局： 先程もお話したように、この地域は平成8年の用途見直しの時点で近隣商業地域の用途を指定したわけですが、その後、国道41号の拡幅により、残地が奥行き浅い用地となり、以前は店の立地もあったわけですが、現状では使い難い土地となりこれまで更地のまま今日に至っているという状況であります。そのことが原因で準住居地域にするというものではありません。豊山町として商業地域をどこに集積すべきであるのかという考え方の中から出てきたものであります。平成18年に都市計画法の改正が行われ、そこでは中心市街地の活性化を目指すべきとした、まちづくり三法が定められました。そこには商業地域の集積という考え方を強く持ちなさいということが示されました。それをもちまして、豊山町での既存の商業施設と新しく商業集積を図るべきとする地域のバランスの中で、旧国際線ターミナルに商業集積を図るということで既に大規模集客施設が立地しているところです。そこは10.4haでございます。それと比較して商業集積がなかなか図られそうにない地域で、同じ面積相当と考えられる大山川以北の地域の近隣商業地域を沿道系用途といわれる準住居地域へ変更することにより町としての商業集積が可能となるという考え方によるものです。もう一つは、資料4の用途地域の一覧表を見ていただくと分かりますが、実際問題としては近隣商業地域も準住居地域も用途上は非常に似通ったものであります。大きく違うのは1万超の大規模集客施設の立地が出来ないことであります。1万超といえますと非常に大きな大規模商業といえますので、そういうものがないというレベルで後はほとんど同じような制限でありますので、建物の制限については大きな変更はないものと考えます。ただし町としての商業集積をどこにするのかという考え方が、旧空港地域に集積をしそれ以外の地域は住居系への見直しをするという考え方です。他にも近隣商業はございます。例えば豊場交差点付近、伊勢山交差点付近がございしますが、大山川以北につきましては近隣商業を見直して準住居とさせていただくという考えでございます。

会長： 他にご質問はございませんか。後ほど全体を通じまして質問を受けます。続きまして報告事項の(2)に入らせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

(報告事項 (2) について事務局説明)

事務局： 「豊山町都市計画マスタープランの策定について」ご報告いたします。資料につきましては資料 7～資料 10でございます。また本日資料 11を追加させていただきました、これにより説明させていただきます。策定委員会へ出した資料でございますのでボリュームがあります、すべてご説明することはできませんので、概略についてご説明いたします。

まず、都市計画マスタープランの位置づけについてご説明いたします。

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことを指しています。この規定は、平成4年の都市計画法の改正により設けられたものです。

次に、本町における都市計画マスタープランの策定経過につきましてご説明いたします。

本町では、平成5年6月に最初の豊山町都市計画マスタープランを策定しました。

その後、平成17年2月17日の名古屋空港の機能移転に伴い、旧空港区域の土地利用についての記述を見直すために平成17年3月に一部改訂を行いました。

また、平成21年3月には、区域区分の見直しに向けて更に一部改訂を行いました。

以上が、都市計画マスタープランのこれまでの策定経過でございます。

続いて、現在の都市計画マスタープランの状況についてご説明いたします。

現在の都市計画マスタープランの計画期間は平成22年となっております。したがって、平成20年・21年の2カ年で平成32年を計画期間とする新しい都市計画マスタープランの策定を進めています。

今回、策定にあたっては、策定委員会方式とワークショップの手法を導入することで、広く関係者及び住民の皆さんの声を直接計画づくりに反映できるよう、取り組みを進めているところです。

資料 7から資料 10までが都市計画マスタープラン策定関連の資料となっております。

資料 7は策定委員会の委員名簿であります。

資料 8は、これまでの策定委員会の開催経過と協議概要を一覧表にしたものであります。

資料 9と資料 10はそれぞれ2月と6月の委員会に資料としてお示したものです。

資料 9は第1回の資料です。

第1回の策定委員会では「全体構想(現況編)と地域別構想の課題について」を検討するために資料を提供しました。そして、その内容をダイジェストにしたものが、1ページ・2ページの「計画条件の整理、まちづくりの基本課題と理念・目標」でございます。その中で黒丸の中に資料A、Bのアルファベットが記載されその下にページ数が記載してありますが、そのページ数が対応する資料のページとなります。

最初に「歴史・生い立ち」続いて「広域立地特性」「現況と課題」「上位計画・関連計画の概要」「アンケートからみた都市整備ニーズ」の分析を行い、そし

て、35ページ以降にまとめてありますように「まちづくりの基本課題」として課題を整理したところです。

そして、まちづくりの基本課題から導かれる基本理念・目標としてとして「活力あるまち」「暮らしやすいまち」「時代に向き合うまち」の三つの要素を基本に計画策定を進めるという方向性を提案し、第1回の策定委員会は終了しました。

資料 10は第2回の資料です。

第2回の策定委員会では「全体構想と地域別構想」をご論議いただくために資料を提供しました。

まず、全体構想として「将来都市構造」「土地利用の方針」「都市施設の整備方針」をまとめております。地域別構想としてそれぞれの学区別の構想（案）を提示しております。

その内容についてご説明いたします。説明は本日お配りした資料 11により説明いたします。

第1回の策定委員会で提案しました基本理念「活力あるまち」「暮らしやすいまち」「時代に向き合うまち」に基づき、都市構造の考え方を示しました。

都市構造の考え方として5項目を示し、さらにそれを具体化するために10項目について課題の抽出を行っております。その10項目を具体化するために「将来都市構造」「土地利用の方針」「都市施設の整備方針」を提案させていただきました。資料中の「将来都市構造図」「土地利用方針図」「公園配置方針図」につきましては、現時点での考え方を示したものであります。

次に地域別構想につきましては、昨年度実施した住民参加によるワークショップでの検討結果と、先に説明しました基本理念に基づく都市構造の考え方を合わせてより具体的に地域別構想として作成したものです。

資料 10にはそこまでの考え方について説明してありますので、後ほどご確認いただきますようお願いするものです。

本日、都市計画審議会都市計画マスタープランの策定経過をご説明しましたのは、出来上がってしまって、「どうぞご審議ください」では町としてまた都市計画審議会の委員の皆様に対しても問題があるものと判断した結果であります。内容についてお気づきの点がございましたら、本日に限らず、是非とも忌憚のないご意見を頂ければ幸いに存じます。

以上で、資料 7から資料 10までの説明とさせていただきます。

会 長： 説明が終わりました、何かご質問があれば。

A 委員： 説明がありました神明公園周辺、あるいは高添地区はインターチェンジから1キロ以内ということで、調整区域であっても流通関連は可能ということで虫食い状態で土地取引の話がきておると聞いておるわけなのですが、調整区域であるが故に特殊な条件を満たせば虫食い状態でも開発ができる訳です。そうした場合に現実にはひたひたと押し寄せてくるわけです。神明公園と高添地区以外、新栄小学校区ではそうした土地はない訳です。町としてそうした地区をどのような位置づけで対応していくのかということところを、今、将来都市構造とか

土地利用計画とかについて説明があった訳ですけれども、説明は説明で絵に描いた餅であるわけですので、現実、豊山町としてこういった方向性で持っていけるのかということ、それからもう一つは、国際空港が出て行った後いろいろな問題が出てきておるので、やはり国・県が甘いところだけを持っていってしまって泥水だけを豊山町だけに押し付けるのはいかなものかなと思うわけです。もう少し本腰を入れて国や県に開発等を町が独自にできるような予算措置をしてもらえるように猛烈なアタックをされたら如何でしょうか。

会 長： A委員からご提案がございましたが、なかなか答えにくい面もあるかと思えますが。

町 長： 確かに今の神明と高添につきましては開発という問題で出てくるわけです。私も適正な開発とは何かということ豊山町的に考えますと航空宇宙産業、三菱のMRJ関連産業が進出したらどうかと思うわけです。当然ながら法人税の問題もありますし、そういう絡みもうまくいかなければならない時代にきておりと考えております。一方では、物流関連のトラックヤードの需要も多くあり、この点を考えると将来的にどうなるかということもあります。締め付けておかなければならないところは締め付けなければならぬと考えております。かたや、農業の必要性の問題もあります。このための用途地域であるということもあります。このあたりは日進月歩で変わってくる中身であるとは思いますが、慎重に加味しなければならぬと考えております。初的にはこのような規制をかけるとしましても規制的にはなかなか難しさもございますので慎重に議論していかねばならないと考えております。

会 長： なかなか、スパッとした回答はいただけませんが、マスタープランを作った以上はいかに実効性のあるものとしてやっていくことができるかということが大切なことだと思うわけです。A委員がいわれたように、残された緑をいかに残していくのか、その中で調和のあるまちづくりをいかにやっていくのかということは、知恵を出さなければならぬということだと思います。いずれにしても、業者の人たちはあの手この手でやろうとしてきます。本当に勉強もよくしております。それに立ち向かうように、豊山町の皆さんも上を行く知恵を出していただいて、調和のあるまちづくりというものを進めていただきたいと思うわけですが。A委員いかがでしょうか。

A 委員： 町長が非常に苦しいところで、玉虫色のお答えをいただいたところですが、本日は、尾張事務所長も建設事務所長もお見えになっておりますので、またいろいろと豊山町をご指導いただいて県民の財産と治安を守っていただけるように西枇署と三者お力添えをいただいて、町長さん「あんばよう」やっていたくよう願います。

会 長： 私も一つ質問がありますが、大山川の親水とか活用についてマスタープランでは何か記述があるのでしょうか。大山川というのはまさしく、豊山町に住んで見えるかたにとってはまさしく小さいときからの思い出の地である訳ですよ。あのままでほかっておかれるのか、それともいま流行りの親水性とかについては、何か記述はございますか。課長さんで結構ですから。

事務局： 大山川につきましては既に県より河川占用許可をお願いし緑道整備をしております。しかしながら、維持管理等が行き届かなくて、上手く木なども育っていない状況もありますが、今後、適正に管理をしていきながら、実際に遊歩道化をより進めていくことは考えております。都市計画マスタープラン上も緑の軸として神明公園までの間について考えております。一方、治水面として河床の浚渫は今後予定されますが、護岸は完成形となっておりますので、現状の緑道の維持管理の質を高めることで、より皆さんが寄り付きやすい状況になるのではないかと考えております。神明公園までは現在緑道化はしておりませんが、今後その地域についてどのようにタッチしていくかについて都市計画マスタープラン上では一定程度意識はしておりますが、具体的にどんどんつなげていくということまでは現時点では言い切れない状況となっております。新栄小学校の裏側から、右岸側に限っては一定程度緑道化をして皆様に使っていただけるように今もしております。

会長： 余分なことを聞きまして申し訳ありません。

ただいまのマスタープランにつきまして他に何かご意見はありますか。

D 委員： 毎回申し上げることなのですが、マスタープランは大まかな計画ということですが、是非とも入れていただきたいのは、都市計画の中には、当然道路が肝心なことだと思います。大雑把な道路はいいので、先回もいったように、事務局も返答に困るかもしれないが、結局、農地整理のままの状況でなっているのが現状なんですよね住宅地が、白地じゃないところが、白地はそのままでいいんですけど、やっぱり道路がなくては住宅地として適さないわけですよね、現状皆さん苦労されているわけですから、マスタープランの中にもそういう文言を入れていただいて全部一変にやれないということですから、それぞれの優先順位を決めて都市計画決定をし都市計画税も利用しながらやっぱり道路を作って欲しいんです。用水路のままで細長い状態のままで置かれてこのまま何も手をつけずにズーと行くのかということですよ。どう思われますか。前からこれは言っておることですからね。

会長： 町長

町長： 昭和45年当時の土地改良で先に青山区がやられまして、青山区の中につきましてはやはり道路が狭いということで6mにすべきだ、こういう中で1mの部分が開発のときに町で手続をしてきたこういう約束にしてきております。これを見て豊場区も土地改良をやりまして、その時にも先代がやられた中で後世のものが「ええわるい」というのは難しいと思います。既に豊場区につきましては、30間といいますから53mのところの真中に水路がある、どうもあれは小作本位でやられたものであるものですから、どうしても間口が狭くて奥行きだけが50m、こういう土地としては難しい面もございますが、今、水路の中にせめて4m道路ということも、今となっては非常に難しいかなという気がいたしております。当然ながら建物が張り付いておりますし、市街化区域であるという中でそこに土地改良でやってきた事業がかなり時代の変遷によって変わってきておる、こういう中でやろうと思うと非常に難しいかなと思うわけ

です。せめて2 mから3 mの水路敷きについては全部遊歩道にさせていただきまして残るところは現実は無いわけなのですよね、真中の悪水路をどう有効利用するか、悪水路のなかでも精々1500位が取れるかなという気はいたしておりますが、そういう所をこれからの的に言うと一時避難所のものにするとか、逃げ道にするとか、まあ、そういう所を開発するとそこから人が出入りするで困る、まあ非常に一長一短があるだろうという思いがあります。今となつては、都市計画で都市計画税をいただいておりますが、まず下水に使わせていただき、その後については道路網とかそういうものに使わなきゃならんと思っておりますが、なんせ長い日にちがかかる、長い目で見なければならぬ、こういう思いがありますので、必要性のところをピックアップしながら部分的なことしかできないのかなと、こういう思いでありますので、ご意見としては重々分かっております、再三言われておることもう分かっております。その点だけ心に止めていただきたいと思っております。

D 委員： マスタープランの策定の中に少しでも文言を入れておいて欲しいなあと思うわけです。

会 長： その件につきましては、町のほうも全体をバランスよくやっていただくことも大事なことです、そういった個別事項の案件の「これを入れろ、あれを入れろ」ということになってきますと「じゃこれも入れたらどうだ」という話になってきますので、これは一旦、町のほうにマスタープランを作成していただいて、そういった中でまた議会の皆様方とマスタープランをよく検討していただいて進めていただくということではいかがでございますか。

D 委員： はい。

会 長： その話は町のほうもいろいろとご理解をしてみえるということでございますので、将来にわたってやっていただくということで、今日はこの程度ということでお願いしたいと思います。

(その他)

それでは説明も終わりました。5番目のその他に入ります。事務局お願いいたします。

(参考資料 3「下水道事業」、参考資料 4「都市計画道路事業」の説明)

事務局： 参考資料 3、参考資料 4それぞれご説明します。

下水道事業についてご説明申し上げます。参考資料 3をご覧ください。

本町の下水道事業は、愛知県が進めている新川東部流域下水道計画の中に位置付けられており、隣接する北名古屋市とともに、流域関連公共下水道事業として実施しています。

豊山町の下水道計画区域は、市街化区域とその周辺で一体的に整備することが望ましい区域である390haとしております。

ピンク色で着色してあります区域が、本町の下水道計画区域です。

平成13年10月に豊場南部地区約90haを整備することで事業認可を受け、整備を進めてきましたが、この地区の整備が進捗してきたことに伴い、平成18年4月に事業認可の変更を行っております。

下水道の整備については、平成14年度より進めております。平成20年度末には黄色で着色してあります区域約105haについて供用開始をいたしました。

また、緑色で着色してあります区域については、今年度整備をいたしますが、この区域は平成21年度末に供用開始する予定です。

今後は、赤色で着色してあります区域について、平成23年度末を整備目標としています。以上で参考資料 3「下水道事業」の説明とさせていただきます。

都市計画道路事業についてご説明申し上げます。

参考資料 4の「都市計画道路事業」をご覧ください。

豊山町内で、事業が進められていますのが、図面中央の南北に通る県道名古屋豊山稲沢線（都市計画道路名：豊山水分橋線）のみとなっています。

この道路は、名古屋市如意から伊勢山交差点・豊場中之町地内を通り、社会教育センター・青山東栄・高添地内を経由し、北名古屋市へと通じる道路です。

現在、図面に示してあります、「豊山小学校北～社会教育センター間」において、用地取得が進められています。

取得状況につきましては、約96%となっています。

現在までに、名古屋市境か豊山中学校の北までは整備が完了しております。昨年度には社会教育センター以南40mの間が完成形ではございませんが、工事着手されております。

今年度には、資料図面に「赤線の実線」で示しております、豊山中学校北より堀之内の区間につきまして、今年の秋より工事着手の予定であると愛知県より説明を受けております。そして残りの区間を22年度に工事を行い全て完了することになる予定と聞いております。以上で都市計画道路事業についての説明とさせていただきます。

会 長： ありがとうございます。ご質問はありますか。

C 委員： 下水道事業についてですが、黄色のところは先程説明がありましたが、緑の区域と赤の区域の青山の部分はどれほどの面積になりますか。

会 長： 事務局分かりますか。赤い部分はどれだけの広さがあるのかということですよ。

事務局： 先程の説明は黄色の既に供用開始をしている面積が105haでありまして、青山西処理分区は赤の部分として24ha、もう一つ伊勢山の交差点から小学校までの地域ですが、9.9ha、やく10haとなっております。少し違いますね。

C 委員： 分からなければ後で教えてください。

E 委員： 道路の件ですが、21年度に堀之内まで秋から実施するとのことですが、以前に6月に入ったらということを知っていたわけですが、その理由というのは予算とかあるのですか。

F 委員： それでは尾張建設よりご説明いたします。今のお話の名古屋豊山稲沢線、県道の件ですが、地域の皆様方には長いことお待たせいたしました、一生懸命やってみましたが、やっと用地もほぼ終わりました、今おっしゃったように今年早々に実は工事をやろうということで、私は去年からやっておりますので、そういう予定でやっておりましたが、皆様ご承知のとおり、道路財源の一般財源化ということで、制度が変わりましたですよね今年、今まで予定しておりましたお金が、これ実は県の単独費でこの工事をやらせてもらっておったわけですが、ご承知のとおり愛知県も財政危機となりまして、私どもへ税金が入ってきませんので、県の単独費がなくなりました、ここはお約束でございますので、是非やるということで、その国のほうの新しい補助金に振り替えようということになりました、今年。したがって補助金がまだ正式に創造活力交付金ですがそれがまだ配分されていないのです。8割は配分されただけであと2割ぐらいいは残っており、配分もまだ受けておりません、したがって、当初単独費で早々に工事をやろうと思っておったわけですが、交付金に振り替えたということで、そして振り替えた交付金の配分が遅れておりますので、申し訳ないのですけれども今年の秋からやらさせていただきますのでよろしくご承知いたします。先程ご説明がありましたように、まもなく今年度一部区間の工事をやらさせていただきます来年度には完全に完成するというので、本当に長い間ありがとうございました。ということでよろしくご承知いたします。

会 長： その他よろしいですか。

A 委員： この都市計画道路ですが、余談として聞いて欲しいのですが、高添川に沿った道路は道路用地だけあって、鉄パイプで囲ってあるわけなのですが、つまりあれは道路用地として誰が管理している土地なのか町なのか県なのか、十年近くもほったらかしにしてある、塩漬けにするのが得意な人がおみえになるのかは知りませんが、やはり、いま尾張のほうから説明があったように予算的に厳しいということは重々理解できますが、道路用地として拡張されるはずの土地が十数年に渡って塩漬けになっておるといのはあまりにも、土地をないがしろにしておるじゃないかと思えます。やはり土地は大事にしたいので、町が単独でできるかできんかしらんけど、そういうこともやはり関連団体とよく相談されて、用地があるものをぺんぺん草をはえさせて、勝手気ままにトラックを止めさせて、旧地主からは泣きの涙で買い上げて、やり方がちょっと行政としては恥ずかしい。

町 長： 実は高添川の交差点からの南の件だと思っておりますが、占有者が実はございまして、再三交渉はしておりますが、当初占有するときは町の工法でやってくださいよ、そして町の計画のときはそれは取り壊します。町の道路計画と合わせます。こういう話を当初話をしておるわけですが、なかなか立に振っていただけない、当然いまでも町で対応したところでございまして、交渉には今年度になってからも2・3回行っておると思っています。なかなか、縦に振っていただけない。これは根気よく行きます。そして信号から青山下の松下住宅

ですか、まずそこまでは一区画としてやらなければいかんと考えております。努力はしてまいります。

A 委員： あんばようお願いします。

会 長： そういうようなことで。

それでは、長時間にわたりましてご熱心に討議いただきましてありがとうございました。皆様のおかげで、本日の議題について滞りなく終了することができました。今後ともご協力のほどよろしくお願いします。

司 会： 会長さん、会長代理さんどうもありがとうございました。最後に町長より一言ご挨拶をさせていただきます。

(町長閉会のあいさつ)

町 長： 本日は、熱心なご審議誠にありがとうございました。

町民の皆様のご協力を頂き、魅力ある豊山町の実現に向け努力していきたいと考えております。

本日、ご報告させていただきました事業につきましては、精力的に進めて参りますので今後とも審議会の運営についてよろしくご協力をお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

司 会： 本日は、ありがとうございました。これをもちまして審議会を終了させていただきます。委員の皆様、本日は大変お疲れ様でした。

(閉会)

上記のとおり平成21年度第1回豊山町都市計画審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席者1人が署名する。

平成21年7月9日

会 長 池 山 武 志

署名人 高 桑 峯 夫